



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

新年度が始まり、新しく設備投資を検討される機会も増えると思いますが、今回は平成28年4月以降に設備投資した場合に適用できる税制に焦点を当て、お伝えしていきます。

生産性向上設備投資促進税制

生産性向上設備投資促進税制とは、平成29年3月31日までに生産性を向上させるような資産を取得・共用した場合に、その事業年度において通常の償却率よりも多い特別償却率50%（うち建物、構築物は25%）での償却、または税額控除4%（うち建物、構築物は2%）を選択適用することができるものです。生産性の向上には2種類あり、購入する資産が最新モデルであるという証明書を取得し申告時に添付するA類型、事業計画書を資産の購入の前に経済産業局に申請し、承認を受ける必要があるB類型とがあります。どちらも資産の取得価格は種類に応じて一定以上必要であり、青色申告を採用していることが条件の一つになっています。高額な設備投資の場合は納税額へのインパクトも大きいため、設備投

資の際は要チェックですね。

グリーン投資減税

グリーン投資減税とは、平成30年3月31日までの期間内に対象設備を取得・共用した場合に、取得価格の30%の特別償却（中小企業者等に限り取得価格の7%相当額の税額控除のどちらかを選択）することができるものです。主な対象設備は、太陽光発電設備及び風力発電設備など投資促進税制に比べると種類が限られていますが、太陽光発電設備の「電気事業の用に供した場合は対象とならない」など、最近話題の電気小売り自由化に伴う新規参入を見据えた条件があるなど、対象設備の検討が必要となっています。また、貸付を目的とした場合は対象となりませんが、所有権移転外リース取引による取得は税額控除のみ適用することができます。

税制適用の注意点

ご紹介したどちらの税制についても、特別償却と税額控除が選択できる場合、通常は税

額控除のほうが有利となることが多いですが、税額控除の場合は供用年度の所得に対する法人税額（個人の場合は供用年の事業所得に係る所得の額）の20%相当額が税額控除の限度となりますので、そもそも税額がそれほど発生しなければ、控除される税額も少なくなります。但し、その控除額が限度額を超える場合には1期のみ繰越が可能です。

平成28年度税制改正大綱では投資促進税制に絡めた固定資産税の減税措置も検討されていますし、今後の設備投資に関する税制にも注目しつつ、より有利な選択を検討したいところです。

まとめ

固定資産税においては以前から継続される設備投資による減税に加え、今後も注目すべき新たな税制が検討されているため、設備投資をより一層後押しすることとなりそうです。この機会にぜひ、設備投資をご検討していただけたらと思います。ご不明点があれば弊社までぜひお問い合わせください。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「配偶者手当」はもう古い？ 見直しを促す報告書まとまる

「103万円の壁、130万円の壁」が就労の妨げに？

「女性活躍推進法」も施行され、女性の就業環境が大きく変わりつつあります。

企業が支給するいわゆる「配偶者手当」（家族手当、扶養手当等名称は様々）も、税制、社会保障制度とともに女性パートタイマー等の就労を抑制しているとの指摘があり、2015年11月26日に決定された「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策—成長と分配の好循環の形成に向けて—」で制度の在り方を検討することが明記されたことを受け、厚生労働省に女性の活躍促進に向けた配偶者手当のあり方に関する検討会が設置されました。

検討会報告書の結論

4月11日に公表された同検討会の報告書では、「社会の実情が大きく変化している中、

税制・社会保障制度とともに就業調整の要因になっている」として、「配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）は配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる」と結論付けており、厚生労働省では、今後、「報告書を踏まえ、労使に対し、女性の活躍の更なる促進に向けた配偶者手当の在り方の検討を促していく」としています。

「配偶者手当」を支給している企業の割合は？

2014年8月29日に公表された独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査結果によれば、常用労働者に対する手当では、「通勤手当など」（89.8%）、「役付手当など」（66.2%）に次いで「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」（47.0%）が支給されています。

同調査では配偶者手当の支給条件の有無は明らかにされていませんが、2001年に内閣府の行った委託調査によれば、「家族手当」を支給する企業が83.5%、うち61.5%が配偶者の収入を支給条件としており、その78.4%が

税制上の配偶者控除が適用される103万円を基準としているとの結果でした。

まずは自社の賃金制度を確認

上記の検討会報告書では、従業員構成や家族構成の変化を受け、手当をめぐる従業員ニーズも変化していると考えられるとしています。

賃金制度は、従業員のモチベーションにも影響することから、人材確保や生産性の向上といった企業が存続するための重要なファクターとも絡んでいます。

若手や女性に活躍してほしいという企業では、そうした層にとって自社の賃金制度が魅力的な制度と言えるかをチェックしてみたいでしょうか。





会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 従業員が、勤務時間後も自主的に残って残業をしていたら？

当社の従業員が、勤務時間が終了した後、上司が速やかに帰宅するよう指示をしているにもかかわらず、残って仕事を続けています。この従業員が、勝手に残って仕事をした時間分の残業代を請求してきたら、当社はこれに応じなければならないのでしょうか。

A 残業時間が「労働時間」といえるかがポイント

労働時間とは

労働基準法上、使用者が、労働時間を延長し労働させた場合においては、その時間については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされています。

そして、労働基準法上の労働時間とは「労働

者が使用者の指揮監督のもとにある時間」と解されています。

したがって、労働者が、使用者の指揮監督のもとになく、勝手に残って残業をしていた場合は、使用者は、割増賃金を支払う義務はありません。

黙示の残業命令

しかし、使用者による指揮監督が、使用者の明示の指示による場合だけでなく、黙示の指示により行われていたと評価される場合もあります。黙示的な指示があったかどうかは、業務の量や内容、職場の実態等の事情に照らして、判断されます。

例えば、使用者が労働者に行わせている業務の内容が、所定の勤務時間内では完遂することができるものではなく、当該業務の納期などに照らして、所定の勤務時間外の時間を利用して、当該業務を完遂せざるを得ないようなものである場合などには、使用者は、当該業務を指示した際に、労働者に対し労働時間を延長して労働することを黙示に指示したと

評価される可能性があります。

本件での割増賃金請求の可否

本件においては、労働者が、勤務時間後も自主的に残って業務を行っていたため、当該時間は、使用者の指揮監督のもとにある時間とはいえ、労働時間にはあたらないように思えます。しかしながら、上記の通り、労働者に与えられた業務の量や内容等から、当該業務が勤務時間内に終わらせることができないほどの量や内容である場合等、使用者から時間外労働について黙示の指示があったと判断される可能性があります。その場合は、時間外労働として、使用者には割増賃金の支払義務が生じます。

このような事態を防ぐには、残業をしないよう口頭で指示するだけでなく、書面で残業禁止命令を出したり、もし残業がある場合には、役職者に引き継ぐよう命じるなどの措置が必要になるかと考えられます。



お知らせ

汐留グループ新事務所設立のご挨拶

本日2016年5月1日に汐留司法書士事務所を設立いたしました。司法書士の石川宗徳(いしかわむねのり)と申します。会社法、商業・法人登記の経験は多く積んでまいりました。

日本での会社の設立、会社の変更登記において皆様のご支援ができるようになればと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

下記、ホームページのURLです。是非ご覧下さいませ。

<http://shiodome.co.jp/js/>

新メンバーのご紹介

この場をお借りして、税理士法人の新メンバーの紹介をさせて頂きたく存じます。

会計グループ/加藤 智子(かとう ともこ)

3月より汐留パートナーズの一員に加わりました加藤と申します。私は、別業種からの転職で、業界のことも全く知らないまま入社しました。働いてみて感じたことは、皆様の人柄の良さ、そして向上心の強さです。知識のない私に対して丁寧にご指導頂き、質問等にも快く応じて下さいます。また、各自が目標を持ち勉強している姿を見ると、私も何かやりがいや目標を見つけたいと意識させられます。至らぬ点も多いと思いますが、皆様どうぞよろしくお願致します。

5月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

2日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、1月~3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]